香川県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成 年 月 日

> 香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第 号

香川県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

香川県福祉のまちづくり条例施行規則(平成8年香川県規則第54号)の一部 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で	
改正後	改正前
(公共的施設) 第2条 略	(公共的施設) 第2条 条例第1条第2項の規則で定める施設は、別表第1のとおりとする。
(整備基準) 第4条 略	(整備基準) 第4条 条例第9条第2項の規則で定める整備基準は、別表第2のとおりとする。ただし、当該整備基準に適合させる場合と同等以上に公共的施設を障害者、高齢者等が円滑かつ安全に利用することができると知事が認める場合又は地形若しくは敷地の状況、建築物の構造、沿道の利用の状況、事業者の負担の程度その他やむを得ない理由により当該整備基準によることが困難であると知事が認める場合にあっては、当該整備基準によらないことができる。
(特定施設) 第6条 略 (1)~(5) 略 (6) 別表第1の1の項の(20)から(23)まで及び(26)に掲げる建築物のう ち、用途面積が1,000平方メートル以上のもの	 (特定施設) 第6条 条例第12条第1項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。 (1)~(5) 略 (6) 別表第1の1の項の(20)から(22)まで及び(26)に掲げる建築物のうち、用途面積が1,000平方メートル以上のもの

(8)~(12) 略

(書面の電子メール等による提出)

平方メートル以上のもの

第17条 第10条又は第11条の規定により知事に提出すべき書面は、電子メー ル又はファクシミリ装置(以下「電子メール等」という。)を利用して送 信することにより提出することができる。

(7) 別表第1の1の項の(24)に掲げる建築物のうち、用途面積が3,000

(書面のファクシミリ装置による提出)

第17条 第10条又は第11条の規定により知事に提出すべき書面は、ファクシ ミリ装置を利用して送信することにより提出することができる。

(7) 別表第1の1の項の(23)及び(24)に掲げる建築物のうち、用途面積

2 前項の規定により電子メール等を利用して書面が提出されたときは、知 2 前項の規定によりファクシミリ装置を利用して書面が提出されたときは、

(8)~(12) 略

が平方メートル以上のもの

事が受信した時に、当該書面が知事に提出されたものとみなす。

3 略

別表第1 (第2条、第6条関係)

公共的施設の区分	公共的施設
1 略	(1) 略 (2) 児童福祉施設、障害者支援施設、福祉ホーム、身体障害者社会参加支援施設、保護施設、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、母子保健施設、隣保館その他これらに類する施設(以下「児童福祉施設等」という。) (3)~(26) 略
2~5 略	

別表第2(第4条関係)

1 略

整備項目	整備基準
1略	(1) 略 (2) 略 ア〜エ 略 オ 当該利用円滑化経路を構成する昇降 機 (カに定めるものを除く。)及びそ の乗降ロビーは、次に定める構造であ ること (用途面積の合計が2,000平方 メートル以上の建築物 (学校等及び工 場並びに共同住宅等の共用部分を除く。) に限る。)。 (ア)〜(キ) 略
	(ク) かごの <u>有効幅は、140センチメ</u> ートル以上とすること。

知事が受信した時に、当該書面が知事に提出されたものとみなす。

3 知事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、提出者に対し、送信に使用した書面を提出させることができる。

別表第1(第2条、第6条関係)

公共的施設の区分	公共的施設
1 建築物	(1) 略 (2) 児童福祉施設、助産所、障害者支援施設、福祉ホーム、身体障害者社会参加支援施設、保護施設、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、母子保健施設、隣保館その他これらに類する施設(以下「児童福祉施設等」という。) (3)~(26) 略
2~5 略	

別表第2(第4条関係)

1 建築物に関する整備基準

	<u> </u>
整備項目	整備基準
整備項目 1 利用円滑化経路	整備基準 (1) 略 (2) 利用円滑化経路は、次に定める構造とすること。ア〜エ略 オ 当該利用円滑化経路を構成する昇降機(カに定めるものを除く。)及びその乗降ロビーは、次に定める構造であること(用途面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物(学校等、事務所及び工場並びに共同住宅等の共用部分を除く。)に限る。)。 (ア)〜(キ) 略 (ク) かごの床面積は、1.83平方メー
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	整備項目

	(ケ)~(シ) 略				(ケ)~(シ) 略
	カー略				カ 当該利用円滑化経路を構成する特殊
					な構造又は使用形態の昇降機(以下「
					車いす使用者用特殊構造昇降機」とい
					う。)は、次に定める構造であること。
	(ア) 略				(ア) エレベーターにあっては、次に
	(7)				定める構造とすること。
	a 略				a 略
	b かごの有効幅は、70センチメー				b かごの床面積は、0.84平方メー
	トル以上とし、かつ、奥行きは				トル以上とすること。
	120センチメートル以上とするこ				<u> </u>
	<u>120セン/ / </u>				
	c 車いす使用者がかご内で方向を				c 車いす使用者がかご内で方向を
	変更する必要がある場合にあって				変更する必要がある場合にあって
	は、かごの <u>有効幅及び奥行き</u> が十				は、かごの <u>床面積</u> が十分に確保さ
	分に確保されていること。				れていること。
	(イ) 略				(イ) 略
	キ略				キ略
	(3) 略				(3) 略
2 略	(1) 略		2 廊下等	÷	(1) 略
	(2) 階段又は傾斜路(階段に代わり、又				(2) 階段又は傾斜路(階段に代わり、又
	はこれに併設するものに限る。)の上端				はこれに併設するものに限る。)の上端
	に近接する廊下等の部分(多数の者が利				に近接する廊下等の部分(多数の者が利
	用し、又は主として視覚障害者が利用す				用し、又は主として視覚障害者が利用す
	るものに限る。)には、点状ブロック等				るものに限る。)には、点状ブロック等
	(視覚障害者に対し、段差又は傾斜の存				(視覚障害者に対し、段差又は傾斜の存
	在の警告を行うために床面に敷設される				在の警告を行うために床面に敷設される
	ブロックその他これに類するものであっ				ブロックその他これに類するものであっ
	て、点状の突起が設けられており、かつ、				て、点状の突起が設けられており、かつ、
	周囲の床面との色の明度、色相又は彩度				周囲の床面との色の明度の差が大きいこ
	の差が大きいこと等により容易に識別で				と等により容易に識別できるものをいう。
	きるものをいう。以下同じ。)を敷設す				以下同じ。)を敷設すること。ただし、
	ること。ただし、階段又は傾斜路の上端				階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等
	に近接する廊下等の部分が次のいずれか				の部分が次のいずれかに該当するもので
I .		1	l		ı

	に該当するものである場合並びに学校等 及び工場並びに共同住宅等の共用部分に あっては、この限りでない。 ア〜ウ 略
3 略	略 (1)~(3) 略 (4) 踏面の端部の色をけあげの色と明度、
4 略	略 (1)・(2) 略 (3) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路 に接する廊下等の色と明度、色相又は彩 度の差の大きい色とすること等によりこ れらと識別しやすいものとすること。 (4) 略
5 略	(1) 略

	ある場合並びに学校等及び工場並びに共同住宅等の共用部分にあっては、この限りでない。 ア〜ウ 略
3 階段(その踊場を含む。以下同じ。)	多数の者の利用に供し、かつ、直接地上へ 通ずる出入口がない階に通ずる主たる階段 は、次に定める構造(学校等及び工場並び に共同住宅等の共用部分にあっては、(1) から(5)までに定める構造)とすること。 (1)~(3) 略 (4) 踏面の端部の色をけあげの色と明度 の差の大きいものとすること等により段 を識別しやすいものとし、かつ、つまず きにくい構造とすること。 (5) 略 (6) 階段の上端に近接する踊場の部分に は、点状ブロック等を敷設すること。た だし、当該部分が次のいずれかに該当す る場合は、この限りでない。
4 階段に代わり、又 はこれに併設する傾 斜路	ア・イ 略 多数の者が利用する傾斜路(階段に代わり、 又はこれに併設するものに限る。)は、次 に定める構造(学校等及び工場並びに共同 住宅等の共用部分にあっては、(1)から(3)に定める構造)とすること。 (1)・(2) 略 (3) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路 に接する廊下等の色と明度の差の大きい 色とすること等によりこれらと識別しや すいものとすること。 (4) 略 (1) 多数の者の利用に供する便所を設け
5 便所(共同任毛等	(1) 多数の者の利用に供する便所を設け

ア 車いす使用者用便房が設けられていること。

イの略

ウ 車いす使用者用便房の出入口又は車 いす使用者用便房のある便所の出入口 に戸を設ける場合においては、当該戸 は、<u>自動的に開閉する構造その他の</u>車 いす使用者が<u>容易に</u>開閉して通過でき る構造とすること。

エ~キ 略

(2) 利用者の利用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、当該便所が設けられている階ごとに、床置式又は壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)で両側に手すりが適切に配置されているものその他これらに類する小便器を1以上設けること。

(3) 略

(4) 集会場等、博物館等、国及び地方公共団体の事務の用に供する建築物、病院等、飲食店、百貨店等(卸売市場を除く。)、劇場等、展示場、体育館、水泳場、ボーリング場その他のスポーツ施設の用途に供する建築物並びに2の表で定める公共交通機関の施設に附属する建築物(当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル未満のものを除く。)内には、次に定めるオストメイト(人工肛門又は人工ぼうこうを使用して

の共用部分に設けられるものを除く。)

る場合においては、次に定める基準に適合する便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上) 設けること。

ア 車いす使用者用便房が設けられていること。

イー略

ウ 車いす使用者用便房の出入口又は車 いす使用者用便房のある便所の出入口 に戸を設ける場合においては、当該戸 は、車いす使用者が<u>円滑に</u>開閉して通 過できる構造とすること。

エ~キ 略

(2) 利用者の利用に供する男子用小便器 のある便所を設ける場合においては、床 置式で両側に手すりが適切に配置されて いる小便器 その他これに類する小便器 が ある便所を1以上設けること。

(3) 略

(4) 集会場等、博物館等、国及び地方公共団体の事務の用に供する建築物、病院等、飲食店、百貨店等(卸売市場を除く。)、劇場等、展示場、体育館、水泳場、ボーリング場その他のスポーツ施設の用途に供する建築物並びに2の表で定める公共交通機関の施設に附属する建築物(当該用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートル未満のものを除く。)内には、次に定めるオストメイト(人工肛門又は人工ぼうこうを使用して

	いる者をいう。)のための設備を設けた 便房を1以上(男子用及び女子用の区分 がある場合にあっては、それぞれ1以上) 設けること。 ア〜ウ 略 エ ひざから上の半身程度を映すことの できる鏡 オ 衣服又は器具を置くことのできる移		いる者をいう。)のための設備を設けた 便房を1以上(男子用及び女子用の区分 がある場合にあっては、それぞれ1以上) 設けること。 ア〜ウ 略
	<u>動台又は洗面カウンター</u> <u>カ</u> アから <u>オ</u> に掲げる設備のほかオストメイトに対応した設備 <u>キ</u> 略		<u>エ</u> アから <u>ウ</u> に掲げる設備のほかオスト メイトに対応した設備 <u>オ</u> 略
6 略	略 (1)・(2) 略 (3) 戸を設ける場合においては、 <u>自動的</u> に開閉する構造その他の車いす使用者が <u>容易に開閉して通過できる</u> 構造とすること。 (4)~(7) 略	6 浴室	児童福祉施設等、公衆浴場及びホテル等の利用者の利用に供する浴室(寝室又は客室の内部に設けられるものを除く。)のうち、1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)の浴室は、次に定める基準に適合するものとすること。(1)・(2) 略(3) 戸を設ける場合においては、車いす使用者が円滑に利用できる構造とすること。 (4)~(7) 略
7 略	略 (1)・(2) 略 (3) 戸を設ける場合においては、 <u>自動的</u> <u>に開閉する構造その他の</u> 車いす使用者が	7 更衣室及びシャワー室	体育館、水泳場、ボーリング場その他のスポーツ施設の利用者の利用に供する更衣室及びシャワー室を設ける場合においては、次に定める基準に適合する更衣室及びシャワー室を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。 (1)・(2) 略 (3) 戸を設ける場合においては、車いす使用者が円滑に利用できる構造とするこ

	<u>容易に開閉して通過できる</u> 構造とするこ
	と。
	(4)~(6) 略
8 略	略
	(1)・(2) 略
	(3) 戸を設ける場合においては、 <u>自動的</u>
	<u>に開閉する構造その他の</u> 車いす使用者が
	容易に開閉して通過できる構造とするこ
	٤.
	(4)~(6) 略
9~12 略	
13 案内設備等	(1) 利用円滑化経路を構成する主要な出
	入口又は敷地内の通路の付近には、当該
	利用円滑化経路を構成する昇降機、車い
	す使用者用特殊構造昇降機、便所、駐車
	施設又は利用居室等の配置を表示した案
	内板、音声案内装置その他の設備(以下
	「案内設備」という。)を設けること。
	ただし、次に掲げる場合は、この限りで
	<u>ない。</u>
	ア 当該利用円滑化経路を構成する昇降
	機、車いす使用者用特殊構造昇降機、
	便所、駐車施設又は利用居室等の配置
	を容易に視認できる場合
	<u>イ</u> 当該建築物を管理する者(以下「管
	理者」という。)が常時勤務する当該
	公共的施設内の事務室又は案内所(以
	下「案内所等」という。) から当該利
	用円滑化経路を構成する出入口を容易
	に視認でき、かつ、当該管理者が多数
	の者を常時誘導することが可能である
	<u>場合</u>
	ウ 当該利用円滑化経路を構成する出入

	と。
	(4)~(6) 略
8 客室	ホテル等の客室のうち、1以上の客室は、 次に定める基準に適合するものとすること。 (1)・(2) 略 (3) 戸を設ける場合においては、車いす 使用者が <u>円滑に利用できる</u> 構造とするこ と。
	(4)~(6) 略
9~12 略	
13 <u>案内板等</u>	

- ロ又は敷地内の通路の付近に、案内所等に通ずるインターフォン等の通信設備(以下「通信設備」という。)を設置しており、かつ、当該管理者が多数の者を常時誘導することが可能である場合
- (2) 当該利用円滑化経路を構成する昇降機、車いす使用者用特殊構造昇降機、便所、駐車施設又は利用居室等の付近には、次に定めるところにより、それぞれ、当該利用円滑化経路を構成する昇降機、車いす使用者用特殊構造昇降機、便所、駐車施設又は利用居室等があることを表示する標識を設けること。
 - <u>ア</u> 障害者、高齢者等の見やすい位置に 設けること。
- イ 当該標識に表示すべき内容が容易に 識別できるもの(当該内容が日本工業 規格Z8210に定められているときは、 これに適合するもの)とすること。
- (3) 建築物又はその敷地に設置する室名 表示、案内板及び標示板等(以下「案内 板等」という。)の高さ、文字の大きさ 等は、障害者、高齢者等に配慮したもの とし、必要に応じて図、記号又は外国語 による表示を行うこと。
- (4) 案内板等は、必要に応じて次に定め る方法により視覚障害者に配慮した表示 を行うこと。
 - ア 点字による表示
 - イ 音による案内
- ウ 文字等の浮き彫り
- (5) 避難用の誘導灯を設ける場合においては、点滅型誘導音装置付誘導灯その他の視覚障害者及び聴覚障害者等に配慮し

- (1) 案内板及び<u>標示板</u>の高さ、文字の大きさ等は、障害者、高齢者等に配慮したものとし、必要に応じて図、記号又は外国語による表示を行うこと。
- (2) 案内板及び標示板には、必要に応じて点字による表示を行うこと。
- (3) 避難用の誘導灯を設ける場合においては、点滅型誘導音装置付誘導灯その他の視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した

	た誘導灯を設けること。
14 略	
15 略	略 (1)~(4) 略
	(5) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路 に接する敷地内の通路の色と明度、色相 又は彩度の差の大きい色とすること等に よりこれらと識別しやすいものとするこ と。
16 略	(1) 道等から案内設備(13の項の(1)の アに規定する場合に該当して案内設備を 設けない場合にあっては、主たる利用居 室等)までの経路(多数の者が利用し、 又は主として視覚障害者が利用するもの に限り、学校等及び工場並びに共同住宅 等の共用部分にあるものを除く。)は、 そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に 利用できる経路(以下「視覚障害者利用 円滑化経路」という。)とすること。た だし、次に掲げる場合は、この限りでな い。
	ア 略 イ <u>13の項の(1)のイに該当する場合に</u> <u>あっては、</u> 道等から当該出入口までの 経路が(2)に定める基準に適合するも
	<u>ウ</u> 13の項の(1)のウに該当する場合に あっては、道等から通信設備までの経 路が(2)に定める基準に適合するもの (2) 略

	誘導灯を設けること。
14 略	
15 敷地内の通路	多数の者の利用に供する敷地内の通路は、 次に定める構造とすること。 (1)~(4) 略 (5) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路 に接する敷地内の通路の色と明度の差の 大きい色とすること等によりこれらと識 別しやすいものとすること。
16 視覚障害者利用円滑化経路	(1) 建築物又はその敷地に当該建築物の 案内設備(点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内するものに限る。(2)において同じ。)を設ける場合においては、道等から当該案内設備までの経路(多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限り、学校等及び工場並びに共同住宅等の共用部分にあるものを除く。)のうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路(以下「視覚障害者が円滑に経路」という。)とすること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 ア略イ建築物の内にある当該建築物等を管理する者等が常時勤務する案内設備から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(2)に定める基準に適合するもの
	(2) 視覚障害者利用円滑化経路は、次に

ア略

イ略

(ア) 車路<u>と交差する部分</u>に近接する部分

(イ) 略

- (ウ) 通信設備を設ける場合にあって は、当該通信設備に近接する部分
- ウ 視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路のうち、(ア)及び(イ)に掲げる部分は、それぞれ(ア)及び(イ)に定める視覚障害者の安全に配慮した構造であること。
 - (ア) 敷地内の車路又は駐車施設に近接する部分次のいずれかに該当する方法により、当該敷地内の通路を通行する者と車が交錯するおそれのない構造とすること。
 - a 敷地内の通路と車路部分の境界 上に境界ブロック、植栽帯又は手 すり等の構造物を設置する方法
 - b 敷地内の通路を、歩道部分として車路部分と仕上げ材料等により 区別する方法
 - c 視覚障害者が安全に通行できる ものとして知事が認める方法
 - (イ) (ア)以外の部分 必要に応じ、(ア)のaからcまでのいずれかに掲げる方法とすること。
- 工 (1)に掲げる視覚障害者利用円滑化 経路を構成する案内設備には、1の項 の規定による利用円滑化経路を構成す る昇降機、車いす使用者用特殊構造昇

定める構造とすること。

ア略

イ 視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、 点状ブロック等を敷設すること。

(ア) 車路に近接する部分

(イ) 略

	才 視覚障害者利用円滑化経路を構成する部分又はその付近に13の項の(1)ウに該当する場合にあっては、当該通信設備の付近において、当該通信設備の位置及び当該通知設備がある旨を、工					
17・18 略			17・18 略			